

## 相続定期預金

商品名(愛称)	相続定期預金 ※スーパー定期、スーパー定期300、大口定期(証書式・通帳式・期間6か月もの・期間1年もの・期間3年もの・期間5年もの・自動継続)でお取扱いたします。	
ご利用いただける方	・相続により預金等をお受取りになられた日から1年以内に、相続により取得された資金を原資として預け入れされる個人のお客さま ※当行以外の金融機関でお受取りになられた相続預金等も対象となります。 ※「お預け入れされる方が相続人であること」、「相続預金等の受取日」、「相続により受取った預金等の金額」が確認できる資料をご提示ください。 ※同一の相続に対し、相続預金等の受取日が複数ある場合は、最終受取日から1年以内といたします。 ※セルフうどん支店ではお取り扱いしていません。	
期間	6か月・1年・3年・5年	
自動継続	自動継続	
預け入れ	預入方法	一括または相続により取得された金額の範囲内で分割してお預け入れできます。
	預入金額	1口あたり100万円以上3,000万円以下 ※預入金額の合計額は、相続により取得された金額の範囲内かつ3,000万円以内といたします。 ・スーパー定期 ……100万円以上300万円未満 ・スーパー定期300 ……300万円以上1,000万円未満 ・大口定期 ……1,000万円以上3,000万円以下
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	適用利率	6か月もの ……出来上がり金利 年0.25%(税引後 年0.199%) 1年もの ……出来上がり金利 年0.15%(税引後 年0.119%) 3年もの ……出来上がり金利 年0.10%(税引後 年0.079%) 5年もの ……出来上がり金利 年0.10%(税引後 年0.079%) ※上記金利の適用は初回満期日までとなります。満期日以降は満期日時点の店頭表示金利が適用されます。 ※税引後の利率は、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。
	利払方法	払戻時に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円、1年を365日として日割計算をします。
税金	お受取利息は源泉分離課税の対象となり、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 *平成25年1月1日以降、源泉分離課税の場合、復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。 ただし、マル優ご利用の場合は除きます。	
手数料	—	
付加できる特約事項	有資格者についてはマル優をご利用いただけます。	
中途解約時の取扱い	当該定期預金を中途解約された場合は、解約時における当行所定の中途解約利率を適用いたします。	
預金保険制度	預金については預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。	
その他参考となる事項	・本商品に各種キャンペーン・他商品の金利上乘せ等は適用できません。 ・受入後、確認内容と相違する事実が確認できた場合は、ご解約をお願いすることがございます。 ・金利環境等の変化により、予告なく商品内容・条件・適用利率等を変更または取扱いを中止する場合がございます。 ・最新の内容については窓口にお問い合わせください。	

<b>当行が契約している 指定紛争解決機関</b>	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------------------	--

令和3年4月1日現在